

北海道議會時報

第三卷 第一號

昭和二十六年一月



目次

◎第六回定例道議會……………一

△提出案件……………一

△議事の経過……………一

△決議案……………一

△建議案……………一

△各派交渉會……………一

△昭和二十五年道費追加更正豫算知事説明……………一

◎特別委員會……………四

△考查特別委員會……………四

◎常任委員會……………五

△總務 △衛生 △經濟 △水産 △商工 △土木 △勞働及建築……………五

◎會合……………七

△全國都道府縣議會議長會幹事會……………七

△全國都道府縣議會事務局局長會議……………七

△道總合開發委員會……………七

雜錄……………八

△本會議開會調……………八

△本會議出席調……………八

△常任委員會開會調……………八

△議案件數調……………八

△建議案決議案件數調……………八

△議員の動靜……………八

◎資料……………一〇

△全國常住人口統計……………一〇

◎附錄……………一三

△府縣の存在意義及び機能……………一三

△行政事務配分の動向……………一三

第六回定例道議會

本年最終の第六回定例道議會は十二月二十一日開會せられた。今回は主として全額を國庫補助等の特定財源をもつて實施する事業費で緊急を要するもの及び職員に對する年末年當等の諸給與について措置した追加更正豫算その他の案件であつて連日慎重審議が行はれ、二十五日閉會したのであるが提出せられた案件並びにその経過は次の通りである。

▲知事から提出された議案

- 議案第一一號 昭和二十五年北海道費歳入歳出追加更正豫算
- 同第二一號 昭和二十五年北海道農産物検査費歳入歳出追加豫算
- 同第三一號 昭和二十五年北海道水産物検査費歳入歳出追加豫算
- 同第四一號 昭和二十五年北海道酪農検査費歳入歳出追加豫算
- 同第五一號 昭和二十五年北海道模範林費歳入歳出追加豫算
- 同第六一號 昭和二十五年北海道公有林費歳入歳出追加豫算
- 同第七一號 昭和二十五年北海道醫科大學費歳入歳出追加豫算
- 同第八一號 昭和二十五年北海道病院費歳入歳出追加豫算
- 同第九一號 第三四〇回北海道起債に關する件
- 同第一〇一號 第三四三回北海道起債に關する件
- 同第一一一號 第三四五回北海道起債に關する件
- 同第一一二號 起債の償還方法に關する件
- 同第一一三號 物品購入契約の締結に關する件
- 同第一一四號 北海道職員に對し年末資金貸付の件
- 同第一一五號 前金拂の件
- 同第一一六號 銃砲劍類所持取締令第七條第一項に規定する火なわ銃式火器及び刀劍類の登録等の手數料條例設定の件
- 同第一一七號 物品購入契約の締結に關する件
- 同第一一八號 北海道中小漁業振興特別融進資金損失補償に關する豫算外義務負擔の件

- 同第一九號 建築審査會委員選任につき同意を求むるの件
- 同第二〇號 昭和二十五年北海道費歳入歳出追加豫算

▲議員から提出された議案、建議案及び決議案

- 議案第二一一號 北海道議會職員定數條例の一部を改正する條例設定の件
- 建議案第一一號 電力擴充に關する件
- 同第二二號 豊羽鑛山の再開促進に關する件
- 決議案第一一號 國際連合軍將兵に對する感謝決議

▲議事の経過

○十二月二十一日午後二時十三分開議、會議録署名議員及び諸般の報告のうち、調査繼續中の考査特別委員會を本會期においても繼續存置することを決定、野口副知事より提出議案の説明を聴取、時間を延長して午後二時二十八分休憩、午後四時七分再開、議案調査のため二十二日は休會することと決定して午後四時十分散會

○十二月二十三日午後二時二分開議、諸般の報告のうち、日程に決議案第一一號を議題に供し、本案を原案の通り可決、知事より追加提出議案の説明を聴取、時間を延長して午後二時五分休憩、午後六時三十分再開、諸般の報告のうち、日程第一のうち、議案第一一號乃至第一七號を議題に供し、各案を委員會の審査を省略して原案の通り可決、日程に議案第一九號及び第二〇號を追加議題に供し、各案を委員會の審査を省略して原案の通り可決し午後六時三十三分散會

○十二月二十五日午後二時四十七分開議、諸般の報告のうち、時間を延長して午後二時四十九分休憩、午後六時十五分再開、諸般の報告のうち、日程第一議案第一八號を議題に供し、本案を委員會の審査を省略して原案の通り可決、日程第二請願審査の件及び日程第三陳情審査の件を一括議題に供し、何れも委員會報告の通り決定、日程に議案第二一號を追加議題に供し、本案を委員會の審査を省略して原案の通り可決、日程に建議案第一一號乃至第二一號を追加議題に供し、提案者齋藤(藤)(民主)商工委員長より各

案に對する趣旨辯明があつて何れも原案の通り可決、考查特別委員會の調査は、なお、相當の日数を要するので閉會中も調査繼續することに決定、以上で案件の全部を議了したので閉會した。

▲決議案

決議案第一號

國際連合軍將兵に對する感謝決議
長 坂東秀太郎君外全員提出

今次韓國に勃發せる動亂に當り、人道の擁護と世界平和のため、けつ然立つてこれが防衛に日夜奮闘せられつつある國際連合軍に對しわれわれは心から感謝と尊敬の念を禁じ得ないものであります。

又この動亂に當り尊い犠牲となられました戦死傷病將兵各位に對し謹んで深甚なる敬悼の意を表するとともに平癒の一日も速かならんことを祈るものであります。

終戦以來アメリカの深い好意と理解ある援助により平和國家の再建に邁進しているわが國民は國際連合軍の活動によつて、現下の緊迫せる國際情勢が速かに安定し世界平和が確立されんことを熱望して止まないものであります。

茲に北海道議會は四百三十萬道民の總意を代表し謹んで國際連合軍將兵各位に對し感謝の意を表するものであります。

昭和二十五年十二月二十三日

北海道議會議長 坂東秀太郎

國際連合軍總司令官

ダグラス・マッカーサー元帥閣下

右決議する。

北海道議會

▲建議案

建議案第一號

商工委員長 齋藤藤吉君提出

電力擴充に關する件

北海道における電力事情は一般に不足著しく需給の均衡を失っているが、特に最も逼迫せる事情下にある道東北及び道南地方に對しては緊急にその豊富なる低品位石炭の利用による火力發電所を道東北地方に設置し、又現在の電力需給の不均衡の實情に鑑み、雨龍發電所より道北への送電線の敷設及び來馬變電所より道南地方への送電幹線を擴充し、以つてこれら地方の電力事情緩和を圖らねたい。

(理 由)

北海道の電力事情は開發の進展に伴いその需要激増し、全面的に著しい電力不足を來して、産業經濟文化等あらゆる面に悪影響を及ぼし本道の開發振興を阻害している實情であつて、國の企畫する北海道綜合開發計畫の一環として速かに全道のな電源の開發を屢々要望しているところであるが、道東北及び道南地方の電力事情は最も逼迫しこのまま放置するにしのびない實情下であり、これが緩和を圖るの要緊切なるものがある實情に鑑み、埋藏量の豊富なる天北及び道東北道地帯の低品位石炭を活用し道東北地方の稚内市及び釧路市に夫々一萬キロワットの火力發電所を設置するとともに雨龍發電所の常時發電の一基より名寄に至る送電線を敷設し、又來馬より道南函館方面に至る送電幹線を擴充して現在の電力需給の不均衡を是正する等これら地方の開發振興に寄與せしめられたいのである。依つて右工事に必要な所要資金に對する見返り資金の融資等を圖られ工事の速かなる完成を期せられたいのである。

建議案第二號

商工委員長 齋藤藤吉君提出

豊羽鑛山の再開促進に關する件

一、豊羽鑛山の事業は設立の経緯に鑑み本道の開發上重要な地位にあるが現状のままにおいて事業の完遂を期することは相當困難であるので事業完遂上必要と認める見返資金の融通を受けることに協力し當面の資金については最善の努力を拂われんことを要望する。

▲各派交渉會

第六回定例道議會交渉會の議に上つた事項は次のとおりである。

○十二月二十一日

一、前回議會において設置した考査特別委員會は今會期繼續存置すること。

一、國際連合軍將兵に對する感謝決議案を、全員提出とすること。

一、豊羽鑛山再開促進について全員協議會を開くこと。

一、本日の會議は知事の提案説明のみに止め、明二十二日は休會とすること。

一、議會職員定數條例の一部を改正する條例案につき山口事務局長から説明があつた。

○十二月二十三日

一、地方議會議員の選舉期日及び定數縮減問題に關する中央情勢につき坂東議長から説明があつた。

一、道會開設五十年記念式及び議事堂落成式は明二十六年二月十一日に行ふこと。

一、議員等の退職記念品に關して各派において研究すること。

一、考査特別委員會は閉會中繼續調査をなすこと

○十二月二十五日

一、議員會長會議で協議した議員及び特別職に對する各退職記念品料及び死亡弔慰金内規を決定。

一、今期議會は本日をもつて閉會すること。

▲昭和二十五年年度道費追加更正豫算知事説明

茲に提出いたしました昭和二十五年年度北海道費歳入歳出追加更正豫算案その他につきましてその大要を御説明申し上げます。

今回の追加更正豫算案は主として全額を國庫補助等の特定財源をもつて實施する事業費で、緊急を要するもの及び職員に對する年末手当等の諸給與について措置いたしました次第でありまして、豫算の總額は

普通會計 五億三千九百萬圓

特別會計

九百七萬圓

となるのであります。

次に普通會計の歳出の主なものから申上げますと、先ず第一は職員に對する諸給與についてでありまして、石炭手当の差増額一屯につき五〇〇圓この經費四千七百二十五萬圓を追加いたしますと共に、約半月分の給與に相當する年末手当一億六千二十二萬圓を計上いたしました次第であります。

なお職員的生活の現狀に鑑み、年末手当相當額の年末資金を明年三月末日迄に償還することを條件に無利子で貸付けするための經費一億九千四百五十七萬圓を見込みました。

何卒よろしく御諒承の程をお願い申上げる次第であります。

次に全額を國庫支出金又は手数料等の特定財源を以て賄ふ經費といはしましては、

本年八月上旬發生の土功組合施設に對する災害復舊のための助成費

一千九十九萬圓

麥類増産獎勵費補助

七百七萬圓

馬鈴薯輪腐病防除費

五百六十三萬圓

農業調整委員會費

二百九十四萬圓

買收農地の對價 徵收事務費等農地制度改革に伴う經費

五百九十八萬圓

開拓財産賣渡事務費

二百七十六萬圓

開拓財産管理費

百八萬圓

開拓審議會費

二百七十一萬圓

また引揚者收容施設百四十八ヶ所を補修するための經費補助

一千八百四十九萬圓

國民健康保險組合に直營診療所を三十七ヶ所設置するための經費補助

二千六百萬圓

過般公布された狂犬病豫防法に基き畜犬の登録並びに浮浪犬の捕獲抑留及び處分等を実施し狂犬病の豫防に萬全を期するための經費

優 生 保 護 費
勞 政 諸 費

四百八十五萬圓
百七十三萬圓
百三十七萬圓
九百三十八萬圓

參議院議員選舉費

九百三十八萬圓

をそれ〴〵追加計上いたしましたのであります。
次に當面急を要する經費といたしましては、札幌市内幹線及び札幌市を中心とする重要路線等の冬季間における陸上交通を確保するための道路除雪費 四百四十萬圓

を、また明年二月スイスのダボス市で開催せられるスケート競技世界選手権大會派遣費補助 二百七十五萬圓
を計上いたしました。

以上申述べました普通會計の歳出需要に對する財源といたしましたは

使用料及び手数料

一千百七十二萬圓

國庫支出金

一億三百九十八萬圓

雜 收 入

一億九千五百二十二萬圓

地方財政平衡交付金

二億一千十三萬圓

道 債

一千六百萬圓

寄 附 金

百七十五萬圓

分擔金及び負擔金

十八萬圓

をもつて、これに充當することといたしました次第であります。

次に農産物検査費及び酪農検査費、模範林費、公有林費、水産物検査費、醫科大學費、道立病院費の各特別會計においてそれ〴〵豫算追加の措置を講じましたのはおの〴〵その所屬職員に對し石炭手當の差増額及び年末手當を支給しようとするものであります。

次に中小漁業振興特別融通資金損失補償に關する豫算外義務負擔について申上げます。

御承知の通り本道の中小漁業は現下の逼迫した金融事情により、旺盛なる生産意欲を有しながらも資金硬塞のため窮境に追込まれておるの現状に

ありますので、これが打開の方途として今回北海道信用漁業協同組合連合會に於て、農林中央金庫より一億圓の特別融資を受けることの見透しを得この資金は特に凶漁或は災害地帯の漁民を對照として各單位協同組合に貸付けられるものであります。この際道は、同連合會の特別融資にもとずく損失に當り三千萬圓を限度とする補償を行い零細漁民の保護に遺憾のないようにしようとするものであります。

以上は追加更正豫算案その他について概要を御説明申上げたのであります。が、なお詳細につきましては、御質問に應じ私又は參與員から御答辯申上げたいと存じます。

何卒附帶議案と共によろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

特別委員會

▲ 考査特別委員會

○十二月七日午前十一時五十分議長室で開議、海人草購入に關して、證人伊藤今太郎氏の出頭を求め證言を聴取、なお自轉車登録條例に關して、起案當時の關係者を證人として喚問することに決して、午後四時十五分散會
○十二月八日午後二時四十分議長室で開議、海人草購入に關して、證人松島保健體育課長、西田藥務課長の兩氏に出頭を求め、それ〴〵證言を聴取して午後四時散會

○十二月九日午前十一時議長室で開議、自轉車登録條例に關して證人鯨岡哲郎、赤沼正、安田貴六の三氏に出頭を求め、それ〴〵證言を聴取して、午後四時四十分散會

○十二月十一日午前十一時五十分議長室で開議、證人安田貴六、鯨岡哲郎兩氏の出頭を求め、それ〴〵證言を聴取して午後三時四十分散會

○十二月十二日午前十一時二十分議長室で開議、證人鯨岡哲郎、田村勸太郎兩氏の出頭を求め、それ〴〵證言を聴取して、午後二時十分散會

○十二月十三日午前十一時二十分議長室で開議、自轉車登録條例に關する委員會の運営方法につき協議の結果、荒、森岡、宮島、伊賀道、右近、松波、本間、草彌、境の九氏を再喚問することに決して、午後三時十三分散會
○十二月十四日午前十一時三十五分第一議員室で開議、證人草彌氏の出頭を求め、證言を聴取して午後一時四十分散會

○十二月十五日午前十一時第一議員室で開議、證人森岡、宮島、右近、荒境、松波六氏の出頭を求め、それ〴〵證言を聴取して、午後五時五十三分散會
○十二月十六日午前十時五十五分第一議員室で開議、證人宮島、森岡兩氏の出頭を求め、それ〴〵證言を聴取して午後零時五十五分散會

○十二月十八日午前十一時三十五分第一議員室で開議、證人伊賀道、森岡本間の三氏の出頭を求め、それ〴〵證言を聴取して午後六時三十二分散會
○十二月十九日午前十一時三十五分第一議員室にて開議、證人荒氏の出頭を求め、證言を聴取して午後二時五十分散會

○十二月二十一日午後三時十分第一委員室で開議、自轉車登録條例に關して坂東議長を證人として喚問することに決し直ちに出頭を求め、證言を聴取して午後四時散會

○十二月二十二日午後二時五分第一委員室で開議、自轉車登録條例に關して田中知事を證人として喚問することに決し直ちに出頭を求め、證言を聴取をお記録整理などのため一月二十一日まで休會することに決定して午後三時三十分散會

常任委員會

▲總務委員會

○十二月十八日午前十一時十分第二委員室で開議、請願及び陳情の審査にはいり、請願第二三九號帶廣市に教職員厚生會館設置の件外七件採擇、請願第二一五號社團法人北海道文化協會に對し道費出資の件不採擇、請願第

四四號士別町に道の稅務出張所設置の件保留、請願第九六號全道灌溉用電力料金に對する電氣稅免除の件却下、をそれぞれ決定、陳情第一六九號道學藝大學函館分校シニヤ設置の件外七件採擇、陳情第八四號道教職員厚生會設置の件外一件不採擇、陳情第一三六號舊道立小樽商業學校存置に關する件外一四件保留、陳情第二二八號幕別高等學校(假稱)設立に關する件外一件却下、をそれぞれ決定、内地府縣の視察委員派遣方を決定して午後二時四十分散會

○十一月二十日午前十一時五十分第二委員室で開議、財政課長より議事事務局、監査事務局、教育委員會、總務部、民生部、労働部、經濟部、農地部所管の追加豫算、特別會計(農産物検査費、水産物検査費、酪農検査費模範林費、公有林費、醫科大學費、病院費)追加豫算、起債(三四〇、三四三、三四五回)起債の償還方法に關する件、物品購入契約の締結に關する件、北海道職員に對し年末資金貸付の件、前金拂の件、銃砲劍類所持取締令第七條第一項に規定する火なわ銃式火器及び刀劍類の登録等の手数料條例設定の件、物品購入契約の締結に關する件等について、漁政課長より北海道中小漁業振興特別融通資金損失補償に關する豫算外義務負擔の件について説明、これ等に對する質疑應答があつて午後二時五十分散會

○十二月二十三日午後一時二十分參與員室で開議、財政課長より建築審査委員選任につき同意を求むるの件及び水産部所管の追加豫算について説明これに對する質疑應答があつて午後一時三十分散會

▲衛生委員會

○十二月二十三日午後零時四十五分第二委員室で開議、陳情及び請願の審査にはいり、陳情第二二七號余別村に道立診療所設置の件外二件採擇、陳情第二二四號網走湖畔溫泉徵候地試掘實施方に關する件林務委員會に付託替え、請願第一二五號松前町に道立病院設置の件外八件採擇、請願第一二六號松前町に道立保健所設置の件外一件保留、をそれぞれ決定、内地府縣の視察委員派遣方を決定して午後一時三十分散會

▲經濟委員會

○十二月二十一日午前十一時第二委員室で開議、三澤委員より原料乳及び酪農製品の検査に關する中央折衝經過について報告があり、なお今後この問題を具體的に検討するため小委員會を存続することに決定、ついでタンカル（石灰粉末）の補助に關する豫算措置について農政課長の説明を聴取して午後零時五十分散會

▲水産委員會

○十二月二十二日午前十一時二十分水産部長室で開議、水産部長より、北海道海域に對する道外底曳漁船の入會操業に關する調整につき、水産廳の要綱にもとずいて暫定一ヶ年として道外底曳漁船の入會操業を行はしめる指令があつた旨及び北海道海域の漁業資源調査に要する試験船の運用について説明、漁政課長より、七月以降凶漁對策（金融）につき中央と折衝のところ中金より一億圓の融資を受けることに決定したので、北海道信用漁業協同組合連合會に對し三千萬圓の損失補償をなし、もつて凶漁地帯の着業資金の融資を圖るため北海道中小漁業振興特別融資損失補償に關する豫算外義務負擔の件を提出したい旨を説明、更らに二十六年高度利用施設に對する見返資金の融資については、水産廳として道漁連外本道關係を最優先的に取扱う旨を言明している、このことについても鋭意中央と折衝中なる旨を報告、水産部長より、物品購入契約の締結に關し先の議會で決定を見た、小形漁船のデーゼル化につき、道費をもつて貸與することに、用度課よりヤンマージーゼルの推薦があつたのでこれを購入する、と決定した旨及び鮭鱒拂下代の回収状況について説明、漁政課長より、二十六年度の春鯿対策について、水産課時岡技師より、未開發漁田に關する國有財産の取扱について、それぞれ説明を聴取、これ等に對する質疑應答があつて陳情の審査にはいり、陳情第二三八號昆布礁築設事業に對し道費補助の件外一件を採擇に決して午後三時五十分散會

▲商工委員會

○十二月十一日午前十一時三十五分第一委員室で開議、西川豊羽鑛山株式會社社長より、會社設立の經過と現在の事業状況を説明し、本鑛山の復興資金借入に對し、道の損失補償方について陳情、商工部長より、豊羽鑛山の金融措置は、二十五年年度において相當額の見返資金の融資方について中央と折衝した經過につき説明、これに對し質疑應答があり、協議の結果この問題は非常に重要なことであるので現地調査の結果委員會の態度を決することに決定して午後零時五十分散會

○十二月二十日午前十一時二十五分副議長室で開議、齋藤（藤）委員長より豊羽鑛山の視察状況及び豊羽鑛山問題に關し民政部ガチヨク氏と懇談したる經過について報告、工務課次長より豊羽鑛山の實態調査について報告、委員長より豊羽鑛山株式會社復興資金の借入に對し道の損失補償につき、黨内の意見取纏め方を要望、ついで地方産業の振興を圖らしめるため、電力擴充に關する建議案を提出することを決定して午後零時五十分散會

○十二月二十三日午後四時五十分第一委員室で開議、請願及び陳情の審査並びに建議案の審査にはいり、陳情第二百六十九號豊羽鑛山株式會社復興資金借入に對し北海道の損失補償方の件保留豊羽鑛山再開促進に關する件及び電力擴充に關する件についての建議案文を協議これを提出することに決定、請願第三〇六號稚内市に火力發電所設置の件採擇、請願第三〇八號工業試験場分場を函館市に設置の件、陳情第二五〇號稚内市に火力發電所建設の件外一件採擇、陳情第二四八號砂川江別兩火力發電所の工事促進の件外一件保留、をそれぞれ決定して午後五時十分散會

○十二月二十五日午後四時四十分第一委員室で開議、建議案豊羽鑛山の再開促進に關する件について協議、その結果案文の一部を修正して、これを提出することに決定して午後五時四十分散會

▲土木委員會

○十二月二十三日午前十一時五十分第一委員室で開議、土木部長より中

央における豫算折衝の状況について報告があつて、請願及陳情の審査には
いり、請願第二八六號定期命令航路に對する道費補助金増額の件外六件採
擇請願第三〇七號準地方費道岩見澤―厚田線改修工事促進の件保留、陳情
第一八〇號大野平原開發に關する件外五件採擇、陳情第二四六號旭川地方
の主要幹線道路の除雪實施の件保留をそれぞれ決定して午後一時二十五分
散會

▲勞働及び建築委員會

○十二月二十日午後一時四十分第一委員室で開議、勞働部長、勞政、職業安
定、勞働教育の各課長及び失業對策事務局企畫課長より、一般勞働事情及
び各課所管の二十六年年度豫算概要についてそれぞれ説明を聴取して午後四
時五分散會

會 合

▲全國都道府縣議會議長會幹事會

○十二月六、七の兩日東京都議會議事堂において開會せられ、各幹事縣の
議長及び地方自治廳鈴木次長、地方財政委員會事務局武岡財務部長、本會
顧問東大田中教授、全國選舉管理委員會事務局石渡管理課長が出席、次の
事項について協議を行ひ閉會した

協 議 事 項

- 一、地方財政平衡交付金増額及び地方起債の枠擴大方について
- 二、議員の定數問題について
- 三、府縣廢止說對策について
- 四、議長會事務局機構擴充について
- 五、昭和二十六年定例會について

六、地方公共團體の議員及び長の選舉期日等の臨時特例に關する法立案に
ついて

▲全國都道府縣議會議事務局長會議

○十二月十二、三の兩日東京都において、全國都道府縣議會議事務局長會議
が開催された、先ず全國議長會々長のあいさつがあつて、直ちに地方自治
法改正につき、つぎの通り五部門に分かちそれぞれ研究がなされて閉會し
た。

第一部會（議員の削減に關する件外一三件）

福島、山梨、茨城、三重、兵庫、島根、高知、佐賀、大分の各縣

第二部會（「常任委員會を必置とすること」「正副委員長の選任方法の改
正」「調査主事を置くこと」「三項中の部門を所管に改めること」「四、

五項に請願を入れる」「公聽會の方式」及び「閉會中の活動」等に關す
る件外九件）

秋田、栃木、長野、愛知、大阪、滋賀、岡山、徳島、宮崎の各府縣

第三部會（「請願書提出手續は條例で定める」旨規定するの件外七件）

宮城、新潟、群馬、岐阜、石川、奈良、鳥取、愛媛、鹿児島各縣

第四部（議會會事務局の整備と職員的身分及び給與に關する件外六件）

北海道、岩手、千葉、神奈川、静岡、福井、京都、廣島、香川、福岡の
各道府縣

第五部會（第八項及び第十二項中の「罷免權」を削除の件外一五件）

青森、山形、東京、埼玉、富山、和歌山、山口、長崎、熊本各都縣

青森、山形、東京、埼玉、富山、和歌山、山口、長崎、熊本各都縣

第五部會（第八項及び第十二項中の「罷免權」を削除の件外一五件）

青森、山形、東京、埼玉、富山、和歌山、山口、長崎、熊本各都縣

▲道總合開發委員會

○十二月二十二日札幌市ニューグランドにおいて道總合開發第一次五ヶ年
計畫を審議する第三回開發委員會が開催された。當日は各部會長より部會
の經過報告について

一、道民所得調査結果

二、道現況基礎資料

三、道將來人口の推計

などの基礎調査の結果報告が行われ引續き第一次五ヶ年計畫試案の審議に移つたが、案は昭和二十七年度を起點とし特に各地域地區の特殊性を助長すると共に各種産業の開發の基礎となる基本施設に焦點を置き何れも實施可能な計畫案でその所要資金の總額は三千百廿九億余圓にのぼるものであるが、擔當部會においては更に同案につき再檢討を加え改めて總會に掛けることとなり文化厚生運輸交通、農林、水産の三部會の設置を決めて散會した。

雜 錄

昭和二十五年道議會審議狀況

○本會議開會調 (自昭和二十五年一月至昭和二十五年十二月)

定例臨時の別	開會月日	閉會月日	會期	開議日數
第一回定例會	二月二十五日	四月十三日	五十日	十六日
第二回定例會	五月十九日	五月二十日	二日	二日
第三回定例會	七月十三日	七月十九日	七日	四日
第一回臨時會	八月二日	八月四日	三日	二日
第四回定例會	八月二十三日	八月二十八日	六日	三日
第五回定例會	十月二十一日	十一月六日	十七日	六日
第六回定例會	十二月二十二日	十二月二十五日	五日	三日

○本會議出席調 (自昭和二十五年一月至昭和二十五年十二月)

區分	現在數	開會月日	出席	欠席
第一回定例會	八〇	二月二十五日 三月六日 三月七日 三月八日 三月九日 三月十日 三月十一日 三月十三日 三月二十八日 三月三十一日 四月五日 四月七日 四月十日 四月十一日 四月十二日 四月十三日	七七 七三 七五 七六 七七 七三 六九 七一 七四 七六 七七 七四 七六 七五 六六 六〇	三 七 五 四 三 四 六 九 一 七 三 四 五 七 三
第二回定例會	七八	五月十九日 五月二十日	六七 六七	一一 一一
第三回定例會	七八	七月十三日 七月十七日 七月十八日 七月十九日	七二 七一 七〇 七一	六 七 八 七
第一回臨時會	七八	八月二日 八月四日	六三 六八	一 一
第四回定例會	七八	八月二十三日 八月二十五日 八月二十八日	七〇 七一 六五	八 七 八
第五回定例會	七八	十月二十一日	六九	九

委員 名數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
	十日	十日	十日										
	十日	十日	十日										
	十日	十日	十日										
	十日	十日	十日										
	十日	十日	十日										
	十日	十日	十日										
	十日	十日	十日										
	十日	十日	十日										
	十日	十日	十日										
	十日	十日	十日										
	十日	十日	十日										

○常任委員會開會調

(自昭和二十五年十二月、至昭和二十五年十二月)

第五回定例會	第七八	十月二十六日	六七	一一
第六回定例會	七八	十月二十七日	六八	一一
		十月二十八日	六八	一一
		十一月四日	六五	一三
		十一月六日	六三	一五
		十二月二十一日	六八	一〇
		十二月二十三日	七〇	一〇
		十二月二十五日	六六	一一

區分	原案可決	修正可決	撤回	計
	二	二	一	二九四
議員提出	二八二	一一	一	二九四
	二八四	一一	一	二九六
知事提出	二八二	一一	一	二九四
	二八四	一一	一	二九六
計	二八四	一一	一	二九六
	二八四	一一	一	二九六

○議案件數調

(自昭和二十五年十二月、至昭和二十五年十二月)

懲罰	建築	及勞働	農地	及開拓	林務	商工	
	六日	七日	七日	七日	十日	十日	十日
	六日	七日	七日	七日	十日	十日	十日
	六日	七日	七日	七日	十日	十日	十日
	六日	七日	七日	七日	十日	十日	十日
	六日	七日	七日	七日	十日	十日	十日
	六日	七日	七日	七日	十日	十日	十日
	六日	七日	七日	七日	十日	十日	十日
	六日	七日	七日	七日	十日	十日	十日
	六日	七日	七日	七日	十日	十日	十日

○建議案決議案件數調 (自昭和二十五年十二月)
至昭和二十五年十二月)

區分	建議案件數	決議案件數
原案可決	二四	一五
修正可決		二
否決		
撤回計	二四	一七

▲議員の動靜

出張期間	用務	氏名
十二月四日より 十四日間 (東京都)	道議會事務打合せのため	議長 坂東秀太郎
十二月十五日よ り三日間 (檜山支廳管内)	衛生行政視察のため	議員 田中巖
十二月十三日よ り八日間 (東京都、大阪府)	商工事情視察のため	議員 川口常一

資料

昭和二十五年十月一日施行國勢調査

常住人口統計表

(A 都道府縣)

(増減は昭和二十三年八月一日と比較)

朝日新聞社集計 (二十五年十一月二十七日)

(各縣集計)

都道府縣別	總人口		男		女	
	人口	増減	人口	増減	人口	増減
北海道	四、六三、七四	一、五、六四	二、五、八三	二、三、五三	二、〇、八三	一、三、六三
青森	一、三九、六九	六、五四	七、三三	六、八八	六、四七	三、七九
岩手	一、三、九、九三	五、七〇	六、八二	六、三二	三、四三	二、四三
宮城	一、五、八、〇四	五、七七	八、三三	七、五九	六、二二	二、四三
秋田	一、〇、九、〇六	三、三三	六、四六	五、五九	六、三三	二、五九
山形	一、三、三、〇三	六、四二	九、四〇	八、五五	六、六六	二、二五
福島	二、〇、三、七三	三、八二	一、〇、〇、九	九、〇九	六、九六	二、三六
(東北小計)	八、九、九、二九	三三、六〇	四、四、九、九	一、五、五、七	四、五、九、一五	一、八、〇、三
茨城	二、〇、三、九〇	五、〇八	九、九三	九、七六	二、三、四	二、八四
栃木	一、五、〇、四七	七、五七	七、五三	七、四六	三、六四	三、六〇
群馬	一、六、〇、五三	七、三二	七、八、九八	八、四四	八、三、五五	一、〇、五

山廣岡島鳥 (中國小計)	口島山根取	六,七九,二二三	十	九,九三三	三,三九,三三三	十	四六,四五六	三,四八,五九九	十	四六,四五六	三,四八,五九九
		六,七九,二二三	十	九,九三三	三,三九,三三三	十	四六,四五六	三,四八,五九九	十	四六,四五六	三,四八,五九九
和奈兵大京滋三 (近畿小計)	山良庫阪都賀重	三,〇五九,〇〇六	十	五九,六六六	六,三三,七三三	十	三三,七三三	六,三三,七三三	十	三三,七三三	六,三三,七三三
		三,〇五九,〇〇六	十	五九,六六六	六,三三,七三三	十	三三,七三三	六,三三,七三三	十	三三,七三三	六,三三,七三三
愛靜岐長山 (中部小計)	知岡阜野梨	〇,二二七,二七〇	十	二九,六六六	五,〇〇,七三三	十	一〇,五九九	五,〇〇,七三三	十	一〇,五九九	五,〇〇,七三三
		〇,二二七,二七〇	十	二九,六六六	五,〇〇,七三三	十	一〇,五九九	五,〇〇,七三三	十	一〇,五九九	五,〇〇,七三三
福石富新 (北陸小計)	井川山瀧	五,一七九,六六二	十	七〇,四四四	二,五九,二二〇	十	七〇,四四四	二,五九,二二〇	十	七〇,四四四	二,五九,二二〇
		五,一七九,六六二	十	七〇,四四四	二,五九,二二〇	十	七〇,四四四	二,五九,二二〇	十	七〇,四四四	二,五九,二二〇
神東千埼 (關東小計)	川都葉玉	八,三三六,六六六	十	一〇,七三三	九,〇〇,四四四	十	四六,七三三	九,〇〇,四四四	十	四六,七三三	九,〇〇,四四四
		八,三三六,六六六	十	一〇,七三三	九,〇〇,四四四	十	四六,七三三	九,〇〇,四四四	十	四六,七三三	九,〇〇,四四四

順位	都	市	人	口	増	減	舊順位	順位	都	市	人	口	増	減	舊順位
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1				
東	大	京	名	横	神	福	仙	川	札	廣	尼				
(都)	(都)	(都)	古												
阪	都	都	屋	濱	戸	岡	台	崎	幌	島	崎				
五、三六、七五	一、九六、三九	一、一〇、八三	一、〇〇、六四	九五一、八五	八四、七三	三九、七九	三〇、五〇	三九、三〇	三三、七九	二六、六六	二七、四〇				
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+				
八七、一六〇	二六、〇六七	六、七五	一四、九〇	九、八六一	一六、五五	四、六五	三、三五	四、三七	四、六三	三、五四	二九、八四				
13	14	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1				
熊	金	横	長	靜	鹿	函	新	姫	岐	八					
本	澤	賀	崎	岡	島	館	瀧	路	阜	堺					
二五、一〇五	二四、七九	二四、八八	二六、六九	二九、四三	三三、六九	三〇、九一	三三、〇七	二二、八四	二〇、三六	二〇、四六					
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+				
一四、九五	二〇、九六	三、一四	六、三四	五、六五	一五、六四	一〇、七一	一、四九	三、九八	二、五九	二、四五					
15	11	12													
二、五三	四、五八	一八、三三	四、五六	二、六九	四、七九	二、六六	二、六六	二、六六	二、六六	二、六六					

〔B〕表 大都市二十萬以上

(増減は昭和二十三年八月一日と比較)

全國總計	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島
八、三六、四〇	三、〇七、四七	一、〇九、四七	一、三三、〇二	一、〇七、五八	一、四三、三六	九四、八四	三、五〇、〇二	四、二九、〇四	八三、六一	一、五二、八四	九五、〇四	八七、〇二
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
二、九一、三三	四七、三三	三〇、六六	七、三三	三、九四	三、五〇	三、五〇	二二、四四	六、二四	七、四七	四、七六	二、九五	九、〇二
四、七三、七二	五、八五、四三	八六、九七	五五、一七	六四、八六	八八、四八	四五、〇八	一、七九、六三	二、〇三、六三	四、五、九四	七、二、五四	四、五、九八	四、七、九六
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
一、七六、二二	三〇、五〇	三、二九	一、七三	二、六六	四、六三	七、〇二	六、一〇	三、三九	三、三九	三、三九	六、四七	六、四九
四、二、四七	六、一、〇四	九、五、三三	五、五、二〇	六、四、七五	九、五、三三	八、三、四〇	一、七、四〇	二、一、六三	四、七、九七	四、七、九七	四、八、四〇	四、八、四〇
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
一、三三、三〇	二、六、七三	二、二、二二	二、二、二二	二、二、二二	二、二、二二	二、二、二二	二、二、二二	二、二、二二	二、二、二二	二、二、二二	二、二、二二	二、二、二二

附 録

府縣の存在意義及び機能

全國都道府縣地方行政調査會

顧問東大教授 田 中 二 郎

一 序

舊憲法時代の府縣は、しばしば、半官治的團體とか不完全自治體とか呼ばれた。それは國の官吏である府縣知事が地方公共團體としての府縣の理事機關となり、而も、議決機關に對する關係においても、優越的な地位が認められており、府縣の行政全般について、府縣知事に對する監督を通して、國の監督が強力に及ぶことになつていたからである。併し、このことは、新憲法の下においては、根本的に改められ、法律制度としては、府縣は、國に對する關係においては、市町村と並んで、完全自治體として認められることとなつた。府縣と市町村とは、府縣が市町村を地域的に包括すること及びそれに伴い若干の特殊性が認められていることの外には、平等的、併立的關係に立つもので、その間に上下監督の關係などは原則として存しない。これが、根本の建前である。併し、府縣と市町村とが、平等的、併立的關係に立つという原則に對しては、主として府縣が市町村の包括團體であるという理由に基いて、法律制度上、若干の例外が認められており、且つ又、國の機關としての府縣知事が、國の機關としての市町村長に對して監督權を有するものとされている。かようなことの結果であろう實際の行政運用の上には、舊來の行政の傳統が維持され、府縣が市町村に對し、しばしば、監督的、指導的立場を占めてきたことは、卒直にこれを認めなければならぬ。そして、この點が、現在、正に、府縣無用有害論の重要な論據として主張されているのである。全國市長會は「中間機關に關する意見」として、次のような意見を發表している。

先に行政事務再分配に關する意見の開陳に當り中間機關に付ては更に検討の上追加意見を提出する旨述べたが、其の後數次に亘る考究の結果左記の理由から、直に地方自治を確立する爲には、中間的不完全自治體たる現在の都道府縣は之を廢止して、市町村自治の關連なる展開を圖り、同時に之に依り現下最大の政治的課題である行政費の大幅縮減と國民負擔の輕減を實現すべきであるとの結論に到達せざるを得ない。

記

- 一、現在の都道府縣は、元來國民一般の現實の政治生活乃至政治意識とは係りなく、寧ろ中央集權確立の樞軸的機構として、中央政府に依り天下的に創設せられたものである。
 - 二、其の中心の機能は、眞の地方自治たる市町村行政の補完とは、凡そ反對に、寧ろ國の中央集權作用補完にあつて、其の本來の性格は、地方自治の本旨とは縁が遠く今日尙不完全、半自治體の域を脱し得ぬ現状が之を物語つている。
 - 三、市町村自治が、強烈なる住民の意識にも拘らず、本來の發展を妨げられて來た事は、斯の如き性格の中間個體の行政の介入が、其の重要な因子であると考えられる。
 - 四、以上の如く二重監督、二重行政の非能率、不經濟は、國民福祉増進の重大なる障害として、既に久しく問題とせられ、其の排除は、國民大衆の胸奥に發する切實な希である。
 - 五、最近、特に複雑高度化した市政に付ては、時には相應なる識見と能力を欠き、其の行政の介入が却つて地方行政を歪め、住民福祉の増進を妨ぐる場合がある。
 - 六、都道府縣の廢止は、明らかに膨大ななる行政費を縮減し得る。
- 右にあげられている理由は、舊憲法時代の府縣知事行政と現在の府縣行政とを混同し、現在の府縣制度を曲解し、正しい事實の認識に立脚しないで、ただ、感情的に、府縣無用有害論を主張しているに止まるものであるから、その理由のいぢいぢをこことりあげて論議の對象とする必要はない。

い。ただ問題は、自治體としての府縣の存在が市町村自治の強化―廣くわが國の地方自治の確立―のために有害であるかどうか、及び、自治體としての府縣の存在―が今後の行政事務配分を考慮に入れて―地方住民の福祉を増進する上からいつて有害無益であるかどうか、という點にある。全國市長會の意見は、現在問題とされている行政事務再配分の問題を考慮した上でもなおかつ、この二點について府縣は有害無用と結論しているようであるが、二點ともに反對せざるをえないのである。

以下に、府縣は、なぜ存在しなければならないか、府縣は、どんな機能を營むべきか、こういう機能を營む府縣のためにどういふ財源を與える必要があるか、等について、略述しよう。

二 府縣の存在意義

まず第一に、自治體としての府縣がなぜ必要であるかを考えてみよう。外にもいろいろの理由があるが、主として、二つの理由で自治體としての府縣には、十分の存在意義が認められる。

(1) その一つの理由は、府縣という中間團體の果すべき行政事務又は行政機能があるということである。いかえれば、事務事業の性質上、市町村では處理できないもの、能率的効果的な運営という點からいつて、一般の市町村に委せきれないもの現在並びに近い將來の市町村においては質、量ともに、處理しきれないものがあり、これらの事務事業は、府縣において處理することが、結局、能率的、効果的であり、經費の點からいつても、却つて節約になるということである。この點は、次の項で述べることとする。

(2) 他の一つの理由は、わが國の地方自治を確立する上からいつて、自治團體としての府縣の存在が有害であるどころか、有益であり、現在の實情からすれば、市町村自治確立のためにも、府縣の存在が、むしろ必要欠くべからざるものであるということである。この點は、少々説明が必要である。

わが國には現在一萬數百の市町村がある。これが、今後、行政事務再配分に關連して、漸次、統合されることが豫期されているが、假りに、その方針が圓滑に進められるとしても、十分の一の市町村に統合されることなどは考えられない。とすれば、依然として數千の市町村が併存することは、これを否定しえないであろう。この數千の市町村は、現在の市町村に比べれば、その行政能力において、いくらか強化されるものとみてよい。併し、それが、ほんとうに自主自律性をもち、近く再配分によつて委譲されようとしている行政事務を處理する能力をもつといえるかという点、決してそうはいえない。行政能力の極めて乏しい現在の町村を如何に統合してみたところで、一擧に、素晴らしい豊かな町村ができあがるわけではないし、活潑な行政活動を擔當する人間が生れてくるわけでもない。わが國の地方自治を論ずる場合には、こういう現實の地盤をまず正しく把握してかからなくてはならぬ。五大都市やこれに次ぐ中都市だけを頭において市町村行政を論ずべきではない。多くの町村には、現在行つている事務以上に新しい事務を受け入れる態勢は用意されていないように思われる。財源さえ與えれば、やつていけるというわけのものではない。行政的にも技術的にも、現在の市町村には、その能力に限界のあることを否定しえない。

これらの行政能力に欠けるところの多い市町村が若し國と直結するということになれば、市町村自治は、國の中央集權的壓力によつて完全に壓倒されてしまふ虞れがある。

第一、國は、府縣を除外して、市町村に、どれだけの事務を委讓するか甚だ疑わしい。

その能力において種々様々な市町村には、未だ必ずしも十分の信頼をもつて廣汎な事務を託しきれないと考へるのであるからである。そして恐らく自治體としての府縣の代りに、國の出先機關を強化し、これによつて中央集權的行政を行うに至る危険性が少くない。舊憲法下の府縣知事のような普通地方官廳でもできることになれば、市町村自治は、

完全に壓倒されてしまふであろう。第二に、假りに、事務そのものが市町村に委譲されるとしても、市町村自治に十分の信頼をよせない國は、その出先機關による嚴重な監督の手段を留保するであらうと思われる。五大都市やこれに次ぐ中都市は別として、小都市や町村において、例えば、保健衛生行政の一面だけをとつてみても、果してよくその適切な運営を期待しうるかどうか甚だ疑わしいからである。若し、かようにして國の地方出先機關が強化され、その監督指導が行われるということになれば、地方自治が強化されるどころか、地方自治そのものの運命が決定されることにもなりかねない。

かような點を考えると、弱小市町村に對する關係においては、自治體としての府縣は市町村自治を守るための防塞としての使命を果さなければならぬのではないかと思う。國に對する關係において、府縣と市町村とは、ともに自治體として、共同してその自治を守るべき立場に立つ。一、シャウプ勸告が、まず、國と地方團體の間の事務配分を考え、第二段において、府縣と市町村との事務配分をとりあげており、更にまた、國税と地方税の配分を考え次に、府縣税と市町村税の配分をとりあげてゐるのは、府縣の存在そのものは、これを査定すべからざる前提としてゐることを示すものである。府縣がどのような機能を果すべきかについては、種々見解も岐れるであらう。併し、その前提として、府縣の存在意義そのものは認めなくてはならぬ。舊憲法時代の府縣が官僚的な中央集權的な行政の補完作用を營んだことは否定しえないが、現在、自治體としての府縣が、その政治的、經濟的、社會的地盤をもつた民主的團體であるということ、これ亦否定しえないし、この意味での府縣が果すべき役割は、その地盤に即した行政事務遂行に止まらず、國に對する關係において地方自治を守り中央集權の壓力に對する防塞となることではなればならぬ。

三 府縣の機能

第二に、府縣は、自治體として、どういう機能を果すべきであるかについて検討してみよう。

この點については、シャウプ勸告を契機として從來の制度なり考え方に對して、重大な改革が要請されるに至つた。シャウプ勸告は、事務再配分に關し、次のような原則を示した。

(1) 「能う限り、または實行できる限り、三段階の行政機關の事務は明確に區別して、一段階の行政機關には一つの特定の事務が専ら割り當てられるべきである。そうしたならば、その段階の行政機關は、その事務を遂行し且つ一般財源によつてこれを賄うことについて全責任を負うことになるのである。」

(2) 「それぞれの事務は、それと能率的に遂行するために、その規模、能力、及び財源によつて準備の整つてゐるいずれかの段階の行政機關に割り當てられるであらう。」

(3) 「地方自治のために、それぞれの事務は適當な最低段階の行政機關に與えられるであらう。市町村の適當に遂行できる事務は都道府縣または國に與えられないという意味で、市町村には第一の優先權が與えられるであらう。第二には、都道府縣に優先權が與えられ、中央政府は地方の指揮下では、有効に處理できない事務だけを引受けることになるであらう。」

右の意見は、府縣と市町村との關係について次の三點を示してゐるものとして注意しなければならぬ。

第一に、府縣は、市町村とともに、完全な自治體でなければならぬこと。第二に、府縣と市町村とは、行政事務を分擔し合うべきで、府縣が市町村に對し、監督的、統制的、機能をもつべきでなく、また、重複して、いわゆる二重行政を行うべきでないこと。第三に、事務配分の點では、市町村は優先的地位を占めるべきであること、かような考え方をそのものに對して

は、恐らく大した異論はないであろう。ただ問題は、かような考え方に
りながら、現實に、府縣と市町村が、それぞれ、どういふ機能を果すべき
ものとするかにある。そしてこの點については種々の異論もあり個々の事
務について具體的に検討するほかはないが、極く一般的な考え方として、
現在並びに近い將來の市町村のもつ現實的差異―行政能力その他の點に
おける―に即應して、事務の再配分を考える見地から、事務配分上に、市
町村の等級制を設け、A級(五大都市)、B級(人口一五萬以上の大都市)、
C級(A・B以外の市)、D級(町村)の四種とし、各級によつて行政事務事
業の能率的運営の觀點に立つて配分されるべき事務事業の範圍内に差等を
設けること、而して、級によつて市町村に配分されない事務事業は、府縣
において補充的にこれを行うこととする、例えば、自治體警察や保健
所の行政は、A級B級の都市にはこれを認めるが、C級D級の弱小市町村
においては、自治體としての府縣によつて補充的にこれを行うものとする
ことが妥當であり、府縣としては、外に、市町村の區域を越えて廣域的に
處理すべき事務とか、府縣の區域内における市町村間の調整的機能とかを
果すものとするのが適當であると思う。(この點は次の報告書で具體的に
検討する。)

府縣と市町村とはともに完全自治體として、その事務を分け合い協力し
合う關係に立つことになるから、府縣が市町村に對し指揮命令するとか、
監督するということはない。

ただ、府縣は、その下に包括される市町村間の著しい不均衡を是正する
ためにその與えられた財源によつて財政調整的機能を果すことは、これを
認める必要があるように思う。

四 府 縣 の 財 政

第三に、府縣が自治體として果すべき機能を圓滑ならしめるためには、
それに必要な財源措置を講じなくてはならぬ。これが次に考えられるべき
問題である。これは、行政事務配分が決定される際に當然、考えられるべ

き問題であるが、ここに、はつきりさせておく必要があることは、府縣が
完全な自治體として認められねばならぬ以上、府縣の自主的な財政を確立
する必要があるということである。現行の地方税法による府縣税は、税源
として極めて貧弱で、府縣財政の一五%とか二〇%にしか達しない縣が少
くない状態で、その多くを地方財政平衡交付金その他國庫補助金等に依
せざるをえない結果に陥つており、府縣自治の基礎を危くする重大な原因
をなしている點において、根本的な反省を要するのであるが、それと同時に
に、税源が一部に偏在し、府縣民全體に普遍性をもつた税目を欠くとい
うことは、地方自治體としての府縣の存立の基礎を脅かす原因ともなつて
いる。府縣が自治體として府縣民と結びつき、その基盤を培つていくため
に、原則として府縣民の全體に普遍性をもつた税の存在が欠くべからざる
必要である。かような見地からすれば、何よりも府縣民税の創設が考えら
れなければならぬ。實質的には所得税の一部が府縣民税の形で府縣に委讓
されることが恐らく最も妥當な解決策であらうと思う。

▲行政事務配分の動向

地方自治制度研究會一二號附録より

は し が き

シヤウブ勸告に基く、所謂國と地方團體の行政事務の再配分に關する作
業は、國の地方行政調査委員會議において具體的に進められているのであ
るが、これに呼應して地方公共團體、或は地方自治關係の諸團體等におい
ても、それらの分野において調査が進められている。思うにこの事はこ
の行政事務配分という作業が廣く國家の政治形態に影響する處の問題であ
つて、一國家機關のよくなしうるところでなく、中央、地方の各關係機關の
協力を俟つてはじめて成しとげるべき事である事は當然の結果であらう。
而して、地方公共團體或いは、地方自治關係の諸團體から、それら調査の
結果に基いて、調査結果資料として、或いは報告書として、或いは意見書
要望書の形をもつて發表されたり、當廳へ提出されたものについて比較檢

討し、それらについて要點を項目別に記述してゆくことにする。本記述の時までに入手し得たものは次の通りであつて、これらに基いて以下記述してゆくことにする。

昭和二五年七月行政事務配分に關する意見概要

昭和二五年七月府縣と市町村との事務區分試案(未定稿)

昭和二五年七月行政事務再配分基準

昭和二五年七月行政事務配分例

昭和二五年八月行政事務再配分に關する意見(第一次)

昭和二五年八月行政事務再配分に關する第一次意見書

昭和二五年六月事務再配分に關する意見書

昭和二五年六月事務再配分に關する意見

昭和二五年六月大阪行政調査委員會第一次報告書

(全國自治協議會連合會) 知事會議

(全國市長會) 市長會

(全國町村會) 町村會

(五大市) 五大市

(大阪府) 大阪府

(兵庫縣) 兵庫縣

(京都府) 京都府

(大阪市) 大阪市

第一章 國 (中央政府)

一、國に屬せしめらるべき事務 (一) 根本的立場

國に屬せしめらるべき事務については國が原則として自らの機關によつて處理すべき事務として、或いは地方公共團體に處理せしむべきでない事務として、之を限定的に定めてそれのみに限らうとする所謂制限的に列舉せんとする立場と、一應國の處理すべき事務を列舉し、それはできる限り狭く解してそれ以外のものについては、これをあげて地方公共團體の事務たらしめるのではあるけれども、然し、この列舉された國の事務の範圍はやはり例示的なものにすぎないのであつて、國家の行政活動の範圍を限定するものでなく、(又これは許るされない)、また行政權の究極的な所在は、國家であるから、國家は必要に應じて必要な領域において事務を處理す

ることを禁ずるわけに行かぬという立場と二つの立場がある。後者の立場を明確に示すものとしては、大阪市より發表されたものがある。而し、その他のものは、程度の差はあるが一應前者の立場に立つていると考えられる。

(二) 事務の列舉

しかし、實際において國において處理すべき事務として列舉している處は、すべての意見書を通じて略々同様であつて、著しい相違は認められないのであるが、ただ明確に相違するものには、警察について、(一)國家地方警察を存置せしめんとするものと、(二)國家地方警察を廢して、それを地方公共團體の事務たらしめんとするものがある。即ち、町村會、市長會は(一)の立場に立ち、(二)の立場に立つ知事會議は、現在の自治體警察を廢してすべて府縣の管理に移すことを主張し、議會議長會は、國家地方警察を廢し、大中市(人口十五萬以上の都市)が持つ都市警察と上記の都市以外の地域を管轄するものとしての府縣警察との自治體警察にすることを主張している。

而して、各意見書において共通して國の事務とさるべきものとして列舉しているものは、

一、外務

二、幣制

三、司法に關する事務

四、公職審査に關する事務

五、郵便及び電信電話に關する事務

六、國稅、專賣に關する事務

七、國有鐵道

八、直轄河川及び直轄國道並びに國土保全及び開發に關する事務

九、全國統計事務

一〇、國土保全、海上保安に關する事務

一一、醫師、藥劑師等の國家試験

一二、國家的規模を要する營造物その他施設に關する事務

一三、産業經濟の基本的な政策を樹立する事務

一四、戶籍、寄留、國の選舉に關する事務である。

戶籍、寄留關係の事務について、それを地方公共團體の事務とする事を主張する（町村會）又その一部の氏名變更、戶籍の訂正を市長に專屬せしめるとする意見（市長會）があるが、一般には、それを國の事務とする意見が有力である。

二、國の事務の地方處理の態様

(一) 出先機關

國の處理すべき事務とせられたものの地方における處理を如何にするかについては、即ち地方公共團體の長に委任して行わせる從來の制度は、その行政責任の不明確を來たす最大のものであつて原則として之を廢し、國の地方出先機關をして行わしむべきであるといふことについては、すべての意見書は略々一致している。（知事會議、議會議長會、五大市、大阪市の意見について明確に示されている。）しかし、市長會の意見においては、後述するように府縣を國と市町村の中間機關とみる事により出先機關の事務は出來る限り、市長又は中間機關なる府縣の長に委任するを可とするものようであり、大阪府、五大市から提出された意見書においても、原則として國の事務はその出先機關をして行わしめるを可とするものようであるが、現實との妥協よりかなり事務を府縣知事に委任すべきことを認め、その方が國の出先機關において處理するよりも、その事務の處理に當つては、ある程度、住民の意志が反映されることが可能であるため國政事務の民主的處理を期する上からみても、より適當であると主張している次に右の出先機關の整理統合の問題については、一應國の事務は出先機關をして行わしむべしという見解に立つてはいても、大體すべての意見書において極力その整理統合を主張している。（知事會議、議會議長會、兵庫縣、京都府）しかし、廢止されるべきを適當とする出先機關を具體的に擧げているのものは見當らない、ただ議會議長會は、存置すべき出先機關の

數を極力少數に止めんとしているし、知事會議、兵庫縣、京都府においては、統制經濟に關するものや、國が現在政策上の必要から直接行つてゐるものに關するものについては廢止すべきものが相當數あるといふにすぎない。しかし、参考までに、意見書ではないけれども、過般東京で開かれた全國都道府縣議會議長會において、中國地方議長會から、提出された「地方出先機關の事務を都道府縣に移管の要望において、次のような出先機關の廢止が要望されている。

一、勞働基準局

二、勞働基準監督署

三、婦人少年局職員室

四、農事改良實驗所

五、地方經濟調查局

六、電力事務所

七、財務局財務部

八、食糧事務所、同支所、同出張所

九、農林統計調査事務所（元作物報告事務所）

十、農林省駐在所

十一、地方物價事務所

十二、地方通産局

十三、農地事務所

この出先機關整理統合の問題は、國において處理すべき事務限定によつて自ら決つてくると考えられるのであるが、之に對して、大阪市から提出された意見書においては、現在の出先機關の所管内容を分析して、それは理論上も國政事務とせられるべきものを擔當してゐるとなして、（もつとも、個別的には職業安定所、陸運局、海運局の觀光事務のごとく自治事務とせられて差支えないものもあるとはいうが）事務の再配分に關連してその整理統合については特に出先機關の整理のみをとりあげて問題となることはないという。恐らく出先機關の整理統合を積極的に支持する意向は

全然ないようにはみられる。なお、出先機関に關係して、府縣知事の指揮監督をうけながら身分關係が本省に所屬する職業安定所關係の職員的身分取扱に關するが如きことは速やかに解決されるべきであるし、又、出先機關の整理統合に伴つても、その職員關係に新にかかる事態の起らない事を要望されているようである。(知事會議、兵庫縣、京都府)

(二) 地方公共團體の長への委任

(一)において述べた如く、原則的には國の事務は、その出先機關をして行わしむべしというも、なお事務の性質、地方行政組織上(出先機關を置くに足りない事務、出先機關を置いても容易に處理の出来ない事務、府縣、市町村の如き全國的組織とその人員を動員せねば執行不可能な事務等)により、府縣知事に委任して行わしめざるを得ない事務の最少限の存在を認めてゐる。(知事會議、五大市、大阪府、大阪市)ただ市長會のみは、出先機關の事務は、府縣を所謂中間機關とみることにより、原則として府縣の知事(又は市長)に委任すべきであると積極的に主張するものである。而して、事務を機關委任することによつて、かへつて、事務の性質上、國の出先機關をして行わしめるよりも、その地方の住民の意思を反映しうるとなす大阪府の意見があり、同様の理由により、努めて、特に一般住民の利害に關係の深い事務については、市町村長に直接委任することをまされりとなす五大市の意見がある。現在の國家制度より、機關委任の事務とすべきものとして、具體的に列擧しているものは見當らないのであるが、大阪府の意見書において、一應、例示的に

一、物資の生産、配給統制、價格の統制

二、農地調整、勞働關係事務

三、國會議員の選舉事務、戶籍事務、統計事務

を擧げている。なお後述する如く、右の一、二、の事務は、他の意見書において、自治事務としたた國の關與を認むべき事務としてゐるものである。

三、國の地方自治行政に關する關與

(一) 關與の原則

行政全般について、國、府縣、市町村の三段階の事務再配分を勸告してゐるシャウブ勸告は、國と地方公共團體間の協力態勢を否定しようとするものではないし、又、一國の統一を没却し去らんとするものでないことは事實の性質上明らかである。従つて、上述の事務については國に屬せしむべき事務として國又は、その出先機關をして行わせ、それ以外の事務は、後述の如く、すべて地方公共團體に配分されるべき事務とするのは、各意見書の一致する所の見解ではあるが、而し、それら自治事務とせられたものについても、なお國家は、その性質上(即ち、國家的統一を保持し、國家目的を達成することをその使命とする)その地方公共團體の事務の執行に關して原則として或る程度の關與をなすことあるは、之又、すべての意見書においてみられる處である。

右の場合、地方自治の根本に反しない限り行政の統一性及國家目的との關連において、或いは、自治事務の全國化、普遍化に伴つてその基本的な基準の設定乃至統制の必要において、更には又、自治體は、あくまでも國家内の小國家ではなく法律的には、國家の確認によつてその組織と權限を持つものなる根本理論より、國家の自治事務に對する關與は當然であるとするものと、(知事會議、大阪府)國家關與は原則として避けるべきであつて、必要最少限度(即ち、國家行政全體の調和と維持確保の限度)に止むべきことを強調し併せて、出來うる限り、自治體内部の機關による自己監督の機能によるべきことを強調するものがある(市長會、五大市、大阪府)

(二) 關與すべき事務

右の如く二つの根本的な見解において若干相違するもののあることを認めるのであるが、而し、國家關與を認めるを可とする事務は、之を限定せんとすることに於いては全く一致するものようである。而して、議會議長會、町村會、大阪市の意見書において、右の事務を限定的に列擧してい

る。これら意見書を通じて擧げられておるものとしては

一、労働基準、職業安定及び労働関係の調整に關する事務

(二) 全國的な傳染病豫防に關する事務

(三) 物資及物價の統制に關する事務

(四) 國土計畫、災害復舊防止施設に關するが如き事務があり、その他に農地調整(議會議長會)食糧の供出(議會議長會、町村會)兒童福祉生活保護(大阪市)が擧げられている。

(三) 關與の方法

右の事務について、その立法的方法による關與即ち、一般基準の設定等の如きものは、すべて之を是認するものよりである。次に、自治事務の執行について違法不當なものについては原則として司法上の關與を認め、行政上の關與は之を拒否するのが一般である。

而して、行政上の關與としては、これらの事務についての知識的指導協力即ち情報の提供、勸告、及び技術的援助等の方法によつて行われることは之を認めているけれども從來のような、許可、認可、承認等の手續を以てするが如き所謂權力的な關係によるものについては一應各意見書とも全面的に反對しているのである。

第二章 府 縣

一、府縣の性格と地位

府縣の地方公共團體として性格と地位について市町村との對比において各種の意見が對立している。その原則的な見解についてみるならば、次の三つに分れている。

(一) 府縣は、市町村と同じく、その地域と、その住民とを構造の基礎とするところの獨立した人格を有する自治體であつて、市町村と基本的には同一である。たゞ基礎的團體たる市町村を包括する廣域團體である。(知事會議、議會議長會、大阪府、兵庫縣、京都府)

(二) 府縣は自治體としての性格において、きわめて微弱であつて、たと

地方自治法によつて法制上は地方公共團體たる地位が認められても、この法制上の地位をみたすべき現實の基礎を有しない。せいゝ、府縣、廣域行政機關として、市町村を包括する中間的な、補充的な地方公共團體である即ち、(一)の如く、府縣の完全地方公共團體としての性格を過少視し、市町村の上級の地方公共團體でもなく、又基礎的團體たる市町村と同視並列さるべきものでもないとする。(五大市、大阪市)(この事實は、府縣の行政部面において端的に現はれているとする。即ち、府縣の實態は、今日においても、依然として國家意思の傳達機關もしくは、國政事務の地方的處理機關たるに止り、固有の自治事務の面においては、みるべき何らの發達も示していないと大阪市の意見書は論じている。

(三) 府縣は、基礎的團體たる市町村と國との間の行政上の關係において、その中間に介入して相互の連絡調整に當る中間的な機關にすぎないとするこゝにおいては、府縣の地方公共團體としての性格が否定されているかみえる。(市長會)

なお、このほかに大阪府から提出された意見書においては、府縣の完全自治體の性格と共に、その現實的な妥協によつて生ずる國の優先機關たる性格が併せ含まれているという。

二、府縣に屬せしめらるべき事務

府縣の性格を如何に見るかによつて、それに屬せしめらるべき事務の種類に相違を來すであろうことは明らかである。その具體的内容において大なる相違を來たすであろうが、一應各意見書を通じてみられる原則的なものを擧げるならば

(一) 市町村の連絡調整及び府縣の地域にわたる事務

(二) 市町村において有効適切に處理し得ない事務
の二つに要約することができるのである。而し、これは、上述した意見書の千差万別の府縣の性格に對する見解の相違にも拘らず、一應その最大公約數としてまとめられるものである。而して、この一般抽象的な基準のうち如何なる内容の事務が盛り込まるべきかは一にかゝつて府縣の性格を

如何にみるかにかゝつてゐる。

(一) 府縣を市町村と同一の完全なる地方公立團體としてその獨自性を強く認めんとする見解においては、右の項目を可能な限り擴張しこれに含まれる事務は、之をすべて府縣の事務とせんとするのである。

(1) 地方的に統一し、市町村の區域を超えた施策を必要とする事務

(1) 高等學校、大學等の教育事務

(2) 失業救済及び職業紹介

(3) 災害救助、防疫措置

(4) 道路、河川、港灣等の土木工事

(5) 産業經濟の綜合的な施策

がその具體的内容の一例として擧げられる。

(2) 高度な技術的設備を要し、市町村において設置不可能なもの

(1) 各種試験、研究機關

(2) 結核集團検診、療養所、病院

(3) 行政の權威と住民の信頼とを確保するため、少くとも、府縣の地域に

おいて統一的な處理を必要とする事務

(1) 各種資格の試験、検定、免許

(2) 各種醫藥品等の試験、検定

(3) 度量衡の検定

(4) 市町村間の行政の連絡調整又は府縣内の綜合的な調整に關する事務

(1) 統計事務

(2) 主要食糧の供出割當

(3) 都市計畫

(4) 市町村の財政の連絡調整

(5) 訴願異議申立の處理

(5) 市町村と中央政府との連絡調整

(1) 調査、報告、申請等の取纏、進達

(2) 市町村に對する各種通牒令達の移牒

右の五つの項目の列擧は、所謂市町村の處理しがたい事務と、その連絡調整の事務の二つに盡きると思われるのであるが、この二つの項目に、以上の如き多くの事務を含ませたのである。これは、府縣の、市町村の包括團體としての獨自の分野を積極的に認めたと云いうる。(知事會議、大阪府、兵庫縣、京都府)なお、この府縣の市町村間の連絡調整の機能として議會議長會は、府縣内の市町村財政の平均化を圖るべき任務を明示して、後にもふれるように、府縣がなすところの市町村財政平衡交付金制度の創設を論じてゐる。

(一) 府縣は、市町村に對してその補充的な、又國と市町村間の中間的な團體であるとする見解からは、(この見解においては、前述したように、府縣が自治團體の實質を持つかは別に吟味さるべきであるというのであるが、)府縣は前掲(一)の主張が地方公共團體に屬せしめられるとした事務のうちで府縣が市町村と並列して、その獨自の分野を持ち、それに應じた事務が當然存在するとしたのに對して、市町村が行うことが出来る事務以外の事務についての、府縣はその處理能力を持つに過ぎないものとするのである。従つて市町村が處理しうる事務の如何にかゝつて來るのであつて、方法論においても先づ、市町村の事務が決められて、その残余の事務が府縣の事務とせられてゐるのである。従つて、府縣が、市町村と並列して、市町村の如何に拘りなく、その獨自の分野を持つとするのと違つて府縣に屬せしめらるべき事務を、市町村の處理しうる事務以外の事務となす爲には逆に、當然その行財政力において千差萬別の市町村を如何に扱ふか、問題となつてくるのである。この解決として市町村の章において述べる如く、市町村間に三乃至四の段階を設け、その段階の下るに従つて市町村の處理しうる事務が縮小されるに對して、府縣の事務が存在するとなすのである。従つてここにおいては、府縣において處理しうる事務として列擧するものであるものは、嚴に、市町村がその事務を處理しうるもの又は處理するものである限りは、府縣はそれを行うことを得ないとするのである。

(1) すべての市町村において處理しえない事務

- (1) その区域内の市町村に對する行財政の調整に關する事務
- (2) 數箇の市町村又は府縣全體の區域にまたがる治山、治水、道路開拓等の土木事務、衛生對策、勞働對策、失業對策を例示する。

(2) 特定の段階の市町村の處理し得ない事務（大、中都市において原則として存在しないという）

(1) 試験、檢定に關する事務

(2) その他營造物行政に關する事務

右の二つの範疇の事務は(1)の見解に比して極めて限定せられた事務となり、而も、それが市町村によつて（それも各段階別によつて處理しうる事務の範圍の異なる市町村）喰ひ殘こされた脈絡のない事務を、斷片的に拾ひ上げて處理するという結果になつて、到底完全な地方公共團體としての形態を保持しえなくなるとさへ思われるのである。（そこに、大阪市の意見書において、るゝ説明する如く、府縣の自治體としての實質に再吟味を要するものがあるかも知れない）而もなお、後述する如く、(1)の(2)の所謂數カ市町村にわたる事務は、できうる限り、市町村間の組合、協力によつて處理すべきである。（五大市、大阪市）というのであるから、猶一層この府縣の自治團體としての性格は稀薄になる。

(3) 府縣を國と市町村との中間機關なりとする見解においては、すべての市については、府縣の介入を許さず、市は國の行政に直接せしめ、町村についてはのみ、その中間機關としての機能を持つとするのである。従つて、この見解からは、府縣は、町村についてのみ、國との連絡調整に當る事務のみを持つとするのが、究極の見方である。而し、なお、町村の處理不能な事務については、府縣おいて行ふべきものとするようである。

第三章 市 町 村

一、市町村の性格と地位

市町村の性格乃至地位については、シャープ勸告がその附録書Aに「地方自治のためにそれらの事務は適當な最低段階の行政機關に與えられる

であろう。市町村の適當に遂行できる事務は都道府縣または國に與えられないという意味で市町村には第一の優先權が與えられるであろう。第二には都道府縣に優先權が與えられ……」という表現が示すように、市町村は地方公共團體として基礎團體であるとする。この市町村の基礎的な團體であるという主張において、上にもしばしば述べたように本來、地方公共團體としての實質を有するものは、市町村のみであるというもの（五大市、市長會、大阪市）と地方公共團體としての實質においては、府縣も市町村も何ら異なるものはないのであつて、たゞ住民の日常生活に直接する事務を處理することをその本來の目的とするという意味で市町村の基礎的な團體としての性格を認め事務配分上その優先性を認めるとするものがある。（知事會議、大阪府、兵庫縣、京都府）

二、市町村に屬せしめらるべき事務

市町村に屬せしめらるべき事務は、上述の市町村の基礎的な團體としての性格の認め方の相違によつて、國に屬せしむべしとせられた事務以外事務は、原則として市町村に屬せしめらるべきであるとするもの（五大市、市長會、大阪市）と市町村と府縣とが同時にその分野に應じて配分されるしとする（知事會議、大阪府、兵庫縣、京都府）二つに分れる。而して、この二つの見方によつて、現實的市町村の事務とさるべきものに大なる相違も來すのであるが、兩者とも、一應市町村の優先性、基礎團體性を認めているのであつて、その立場において一般的に市町村に屬せしめられるべき事務の基準としては

- (1) 主として住民を直接行政の對象とする事務（日常生活に直結する事務

(2) 現地處理を要する事務

の二つを擧げてゐる。この二つの項目に屬する事務は實際において、國の事務以外の事務は一應すべてを含むことににおいては、各意見書はほぼ一致している。たゞ、主に、府縣側から提出された意見書においては、府縣の事務としての獨自的なもの存在を積極的に認めるに對し、主に市

町村側から提出された意見書においては、かかる主張を原則的にみとめない。従つて實際の事務配分において、その具體的内容が異つてくることは容易に相像される處である。次に右の如く市町村に屬せしめられるとした事務は、すべての市町村に一應に認められるべきであらうか否か。「それらの事務は、それを能率的に遂行するために、その規模、能力および財源によつて準備の整つていづれかの段階の行政機關に割り當てられるであろう」とシヤウブ勸告が示すように、すべての市町村の規模能率を一樣に同等として取扱ふことを得るか、現存する市町村の千差萬別の行財政力を無視してよいがこれらの問題において、二つの見解がある。

(一) 市町村の規模、能力の相違を不問に附して、市町村を一體として、それに配分さるべき事務を定める(市町村の事務は、次の(二)の見解においてみとめるものよりも小となるようであるが、この點は、これらの主張において更に、検討を要するであらう。)(知事會議、大阪府、兵庫縣、京都府)その理由とするところは、市町村はすべて同じく、住民の日常生活に直結する行政を擔當すべき、基本的に同一の性格を有するものである。(二)事務配分の對象となる處の事務は、國有事務と觀念される事務にあるのではなくして、(けだし、固有事務は、府縣と市町村とが同じく完全な地方自治團體として認められるものである限り、共に、それらの分野において存在するのであつて、それら地方公共團體としての固有する事務については何ら配分上の問題はなく、當然、府縣なり市町村なりにおいて行いいうるのである。(大阪府)所調委任事務にあるから、その委任事務は、あらゆる市町村において、その能力の差等によつて區別されることなくして一律に執行されて、その最低限度の行政上の効果が確保されねばならないものであるからであるとするようである。従つて、ここにおいては、上述の二つの項目に該當する事務であつて、而も市町村において處理することの不可能又は不適當な事務(それは、かなり多くのものが擧げられている。一府縣に屬せしめらるべき事務の項参照)を除いて、一律に市町村に配分し、その間にあつて、法制的に差等を設ける必要はないとするに到る

(大阪府の意見書を代表的なものとする)。けだし、これは、市町村と府縣とを全然同一の地方公共團體としてのみ、そこには、明らかに受持つべき職分の相違を主張し、市町村の間には何ら本質的な相違を認めない論である。これによつて、根本においては、同一の見解に立ちながら、而もなお、現實の市町村間の事務處理の能力の差等を認めるも、その明確な階層を設けることの不可能を説き、僅かに市町村と府縣相互間の組合その他の協定的な方法によつて而も、市町村を内包する府縣の一體性を破らぬ限りにおいてその重複、競合等を避ける事を主張する論がある(知事會議)。これら二つの論は、市町村の事務は住民の日常生活に直結した事務一所謂庶民行政にありとして、これがその古來の性格で、市町村の規模、能力に拘るものでないとして、市町村相互間の性格及び權能の相違を全く認める必要はないとして、市町村間に劃然たる差等を設けることに反對するものである。(二)市町村の行政能力の相違に基いて、その間の段階を設け、その段階ごとに割當てらるべき事務を區別する。

上述の市町村に屬せしめらるべき事務についての二つの基本的な項目に該當する事務は實際的に殆んどすべての意見書が認めているように、國の事務として制限的に列擧せられた事務以外の大部分にわたると思われ。而して、この事務を市町村すべてに一律に配分することは、余りに理想的であつて、現實との妥協乃至は能率の確保の見地から適當な措置が講ぜられるべきことが要求されるべきであるという事にこの主張は基いている。右の理由から市町村間にその處理しうる事務配分において段階を設けることに、二つの見方がある。

A 一應國の事務以外のすべての事務は、すべて原則として、市町村に割當てらるべきであるのである。而して、その市町村間にその行財政力に基いて、處理すべき事務と、必ずしも處理するを要せざる事務(ここでは市町村において處理できないという事務は認めない)とによつて、段階を分けるのである。(市町村が必ずしも處理することを要しないとされた事務について自己の意思によつて、その處理から除外した事務につい

てのみ府縣が代行するということになる) 而して、右の段階の分け方に、次の二つがある。

(1) 三乃至四の段階に分つ方法(五大市、大阪市)

(2) 市と町村とに分つ方法(市長會)

(1) 前者の具體的内容は次に示す如く、一類都市、二類都市三類都市、町村の四段に分ち、一類都市(五大都市)は、地方公共團體の處理さるべき事務はすべて之を處理するものとし、府縣より事實上獨立するとする。二類都市以下については、それ、特定の事務については府縣が代つて行うとするのである。而してその特定の事務は市町村の階層が下るにつれて漸次増加するのである。

○五大都市は、地方公共團體の事務はすべて行うものとし、機能的に、府縣より獨立するとなす。

○中都市は、五大都市と略同じであるが、實際において次の如き事務は府縣の代行となるであろうとする。(この事務は必ずしも處理するを要しないものとするのである)

港灣、森林、牧野、沿山治水、農地開發、耕地整理、公有水面、埋立不良地區改良事業

○小都市は、中都市において必ずしも處理するを要しないとされた事務に次の事務が加わる。

河川運河、電車、倉庫上屋、研究所、試験場、美術館、病舎、保健所療養所、少年救護施設、發明改良、計量器その他各種物産の検査

○町村は右二つの事務以外に更に、その必ずしも處理するを要せざる事務として、次のものが加わる。

上下水道、病院、住宅宿泊所、養老院、慈善院、留置場、屠場、塵芥汚物處理場、救助保護看護の事務、市場、文化財の保護管理、建築の確認、高等學校

(2) 市と町村にわけける方法は、事務の配分において分けんとするものであるよりは、國との關係において府縣がその間にあつて、市町村に對して

監督指導をなす事を市に對しては全く排除せんする事に主眼があるようである。而して、ここにおいては、市にあつては、農業關係の一部の事務及び重要河川に關する行政(影響が市内に局限される事項は除く)を以外の事務で、地方公共團體に屬せしめらるべき事務のすべてはその權限に保有せしめ、國の行政に直結せしめ機能的には全然府縣から獨立するものである。以上の二つの見解において、その市町村において必ずしも處理するを要しない事務については、府縣の代行に委すよりは、教ヶ市町村間において可能なる限り、相互組合、又は、市町村の委託關係において處理すべきであるというのである。けれど、これらの事務はすべて基礎的團體たる市町村において専ら處理さるべき性質のものなりというにある。なおこの見解は、府縣を市町村の中間的乃至補充的な團體もしくは中間機關とみる見解に支えられてるのである。(府縣の性格と地位の項参照)

B Aの如く、府縣の事務が、市町村の必ずしも處理するを要する事務の代行ではなくして、府縣独自の分野を持つとし(これは府縣の自治體性を明確に認めてゐるものである)それ以外において、本來的に(これは優先的に市町村に配分せられるとする事と矛盾するものではないと思われ)市町村において處理すべき事務について、市町村間に存在する行政能力の差違によつてその處理すべき事務について段階を設けんとするものである即ち一應人口別に三乃至四段階に分類するものである。而し、大都市においてもなお府縣から全面的な獨立を認めるものでない(議會議長會議)即ちその詳細は、以下のようなものである。

○A級—人口五〇万以上の大都市

若干の事務(府縣全體の調整を要するもの)及び財政調整の事務を除いてすべて行うことをうる。

○B級—人口一五万以上の市

原則として、事務配分によつて配分さるべき事務を處理するだけの行財政力を持つ。地方公共團體に割り當てられる事務の七・八十パーセントはこれをして行かせ、他は府縣が行う。

○C級—A B級以外の市

現在の行財政能力よりみて、今直ちに、廣範な自治事務を處理することは困難で可能な限り事務を委讓する。

○町 村

現状においては廣範な自治事務の處理に不適であるとする。

而して、この見解は。市町村間の行財政力の差違によつて、右の如く、その處理しうる事務の範圍によつて段階を設けたのであるが、これに對して府縣は、これら各段階に屬する市町村のなす行政の府縣内における統一調整をはかる必要より（これは、府縣が市町村と同じく独自の自治體であり、それ独自の職分を持つとする見解に支えられている。）その行政の基礎ともなる財源についての、市町村間の調整をはかることを特に論じ、（積極的に府縣の事務を認めんとする見解を持つている。他の意見書においては、多少この問題にふれてはいるが、具體的に論じたものはない）、府縣における大都市より徴收した税の衛星都市及び町村への交付の方法—所謂府縣内の市町村財政平衡交付金制度の創設を論じている。而して、このことは前掲Aの場合における市町村の必ずしも處理するを要しない事務についても、府縣の代行よりは、可能な限り、市町村間の組合又は委託關係によつて處理して、府縣の市町村に對する關係を縮少局限せんとする見解と對照してみると、この點に、兩見解の市町村、府縣に對する見解の根本的な相違が看取されるのである。

三、五大都市の問題

市町村に對する事務配分に關連して五大都市の問題を殆んどすべての意見書を取上げている。

そも、五大都市に特別市制を布くか否かについては以前より問題となつていて五大都市と當該府縣との間に全然正反對の意見が對立していた。然し、シヤウブ勸告に基いて行われる行政事務の再配分において、如何なる行政事務の配分狀況を生じるか、そして、それに基いて如何なる制度が採用せらるべきかによつて、この問題を決せんとするかの如くである。

而して、この行政事務の配分については上述した處の市町村と府縣の性格及びそれに配分さるべき事務の量に對する見解に基いて積極消極の二論が對立するのである。

積極、消極の兩見解とも市町村が地方公共團體の基礎的團體であることとを認め、市町村優先主義について反對するものはないが、府縣、市町村の性格に對する見解の相違より次の二つの論がなされている。

(一) 無條件に市町村に對してすべての事務を配分すべきであるとし、而して、それらにおいて處理不可能なる事務について（而して、この處理不可能な事務というのは、事務そのものの性質において處理不可能とするのではなくして、専ら現實に存在する市町村の行財政力より、市町村において處理するを適當としないもの或いは、自らの意思によつて、その處理から除外したもの）府縣が或いは補充的に、或いは、これら市町村と國の行政との間に介在して、その間の連絡をなすべき中間的な團體（これをおしつめて行くならば、それらを地方公共團體としての獨立の法人格を認める必要はまつさつされるようになる）となるとする見解を基として、五大都市については、地方公共團體に配分されるべき事務のすべては、それを執行する能力があるとするのである。而して、五大都市の行政に關しては、府縣は全然その監督指導等の關與をなすべきでないとする。なぜなら、五大都市については、府縣によつて補足されるべき事務は存在しないとするからである。従つて、五大都市は完全に府縣から獨立したものとすべきである。（大阪市、五大、市長會）

(二) これに對し、市町村と府縣とは夫々その地域とその住民とをその構成の基礎とする法人格を有する地方公共團體であつて共に完全なる自治體である。従つてその本來の固有事務を有すべきであるとする論が對立する（従つて、府縣と市町村との行政の間には本來二重行政の關係は生じる筈がないといふべきことになる。即ち、勿論、形態的には同じ學校行政、病院行政等が併存することはあつても、一は府縣としての立場と目的から、他は市としての立場と目的から行われるのであるとする。）又、配分の對象

となる行政事務についても、その事務そのものの性質から、(一)府縣のみに

専属すべき事務と(二)府縣に属せしむべきを適當とする事務(主にその能力に基くもの)、(三)市町村と府縣において又は、市町村のみに、處理するのが可能な事務とがあつて、市町村は(四)は當然にその専属事務とさるべきであり、(五)については、その處理能力の整つてゐる市町村には専属せしむべきである。(六)においては、大都市は當然それらの事務に属せしめられることとなる(七)については、全然市町村においては處理しえないとするのであるその最も顯著なものとして、當該府縣における府縣内市町村間の調整又は、數ヶ町村にわたる事務の處理を擧げる。従つて、この事務の處理については、當然府縣は市町村の事務について關與しうるし、又せしむべきであるとするのである。従つて、府縣は市町村に對し、從來の權力的關與は認めないとしても、それを包括した團體としての見地より市町村の行政を指導助成はなすべきであるという。それが又、都市と農村の有機的一體性を確保し、その綜合的發展を期待することを得るといふのである。従つて、この見解からは、二重行政は一步をゆづるとしても、府縣の綜合一體性を確保する事、その一體的な綜合的發展を圖る事が現状においては欠く事の出来ないものとするのである。而して、又、前示した市町村相互間は、その基本的性格においては全然異なるものではないとする理論によつても支えられてゐる。(大阪府、京都府、兵庫縣)

大都市制度反對論の有力な根據となる市町村相互間においての有機的一體性を保持すべき事務の處理の必要性とすることに對しては、五大都市の特別制度を主張する側においては、市町村の組合或いは、市町村間の委託關係等によつて、あくまでも府縣の關與を許さず、市町村において之を行わんとする意向であつて殊に大都市とその周邊都市との關係については、府縣側の主建が、それら市町村を包括する府縣においてこそ關與し處理すべき事務なりというのに對して大都市側は週邊都市と協力して、その事務を處理すべきだと主張する。(三)なお、右の二つの見解の折衷論的なものが蔽見せられるが、いずれもその具體的な記述に欠けるものがあるので省

く。(知事會議、京都府、兵庫縣)

第四章 事務配分に關連する諸問題

一、地方公共團體の再編成(廢置分合)

各意見書とも、行政事務の再配分に伴つてその配分せられた事務を府縣市町村において充分に處理しうる行政力を持ちうることを必要であるとして、府縣、市町村において廢置分合が行わるべきことを考慮してゐるようであるがその具體的な記述をなしてゐるものは見當らない。

たゞ市町村の廢置分合について、その經濟力の充實だけを標準にして考へるわけにはいかず、それが一個の地方自治體である以上、自治體としての政治的、經濟的、社會的基礎をもち、住民の共同的意識によつて支えられるものでなければならぬし、廢置分合については個別具體的に考へられるべきであり、地方行政調査委員會議の方針としてゐるが如き、人口五千以下の町村を合併して經濟力の充實をはかる事、現在約一萬二百の町村を約六千程度に整理することに對しては、机上論なりとして強く批判するもの(議會議長會)があり、一方京都府、兵庫縣の意見書においては、地方行政の擴充に對應して、その住民福祉増進のための諸施設、資力(住民の擔稅力)及び行政能力を考へると、その單位は、人口五萬乃至十萬程度が適當であるが、而し、住民の自治意識を考慮に入れるとなお一律に廢置分合をすることは不適當であるという。而して廢置分合は専ら住民の總意によるべきであるが、國及び地方で標準的なものを考へべきであるとしてゐる。

府縣廢置分合を示唆してゐるものは市長會の意見書であるが、それは具體的記述は欠けてゐる。他の意見書においても見るべき記述はない。

二、地方自治の財政的確立

各意見書とも、この問題の重要さについては、等しく認めてゐる處であり、殊に財政面よりする國の監督を排するために從來の補助金制度を全廢して、平衡交付金制度の採用及びその整備を、及び、地方稅法の再檢討を

要望している。而し、いずれもその具體的内容についてはふれておらず。問題の所在を示す程度である。なお、府縣内の市町村の行財政力の不均衡を是正するために（現行地方税法によつて與えられている財源は都市に集中し、農村に不足を來す傾向にあつて、これは如何なる地方税制度を設け

ても避けられないとする）、前にもふれた如く、府縣における、府縣内の市町村財政平衡交付金制度の創設を主張して、市町村財政の確立を説くものがある。（議會議長會）

對 照 表 (參、考)

第一章 國

一、國に屬せしむべき事務

(一) 根本的立場

(二) 事務の列擧

二、國の事務の地方處理の形態

(一) 出先機關

(二) 先機關の整理

- ① 國の處理すべき事務を制限列擧し、それのみに限る。
- ② 國の事務を列擧するも、それは例示的のものであつて、その行政活動の範圍を限定するものでない。
- ① 外 務 ② 幣 制 ③ 司法に關する事務
- ④ 郵便及電信に關する事務
- ⑤ 國稅、專賣に關する事務
- ⑥ 國 有 鐵 道
- ⑦ 直轄河川及直轄國道並びに國土保全及び開發に關する事務
- ⑧ 全國統計事務
- ⑨ 國土保全、海上保安に關する事務
- ⑩ 醫師、藥劑師等の國家試験
- ⑪ 國家的規模を要する營造物その他施設に關する事務
- ⑫ 産業經濟の基本的政策の樹立に關する事務
- ⑬ 戶籍、寄留、國の選舉に關する事務
- ⑭ 國家警察に關する事務
- ① 國の事務の地方的處理はすべて出先機關をして行わせるべきである
- ② 市長又は府縣の知事において行わしめるべきである。
- ③ 國の事務の特定のもの、現實の妥協より府縣知事において行わせる方が、地方住民の意志を反映することを得て、適切である。
- ① 出先機關を可能な限り整理統合すべきもので現在においては、統制經濟及び政策的に國が直接しているものに廢止すべきものがある。

知事會議、議會議長會、市長會、町村會、大阪府、京都府、兵庫縣、大阪市

全 意 見 書

町村會市長會

(知事會議、議會議長會は府縣の事務とすることを主張する)

知事會議、議會議長會、五大市、大阪府、大阪市

市長會

大阪府、五大市

知事會議、兵庫縣、京都府

三、國の地方公共團體の長への委任

(一) 關與の原則

- ① 出先機關の所管事務の内容を分析して理論上は國の事務とせらるべきであつて、その整理統合は積極的な問題とならない。
- ② 出先機關は原則として廢止さるべきである（とみとめられる）
- ③ 國の事務の地方處理において現狀より、地方公共團體の長に委任して行われしめざるを得ない事務の存在あるを認める。
- ④ 特定の事務については、現實の妥協より、府縣知事において行われ方が、地方住民の意志を反映することを得て適切である。
- ⑤ 原則として、市長又は府縣知事に委任すべきである。

大阪市
市長會（議會議長會、町村會）
知事會議、五大市、大阪府、大阪市
大阪府、五大市
市長會（議會議長會、町村會）
全意見書

(二) 關與より事務の列擧

- ① 國家的統一を保持し、國家目的を達成する必要よりその地方公共團體の事務について、原則として、ある程度關與することは認める。
- ② 國家目的より、又自治事務の全國化普遍化より、又自治體は國家内の小國家ではなく國家の確認により、その組織と權限をもつものであることより、國の關與は當然である。
- ③ 國家關與は原則として避けるべきで、自治體の自己監督の機能を増大さる。
- ④ 國家の關與し得る事務を限定せんとする。
- ⑤ 勞働基準、職業安定及び勞働關係の調整
- ⑥ 全國的な傳染病豫防に關する事務
- ⑦ 物資及び物價の統制に關する事務
- ⑧ 國土計畫、災害復舊防止施設に關する事務
- ⑨ 農地調整
- ⑩ 食糧の供出
- ⑪ 兒童福祉、生活保護
- ⑫ 立法的、司法的關與はみとめる。
- ⑬ 行政權力的な關與は原則としてはみとめない。
- ⑭ 助言的、勸告的な方法による關與はみとめる。

全意見書
市長會、五大市、大阪市
議會議長會、町村會、大阪市
議會議長會、町村會、大阪市
議會議長會
大阪府、五大市
全意見書
知事會議、議會議長會、大阪府、兵庫縣、京都府
五大市、大阪市
市長會

第二章 府 縣
一、府縣の性格及地位

二、府縣に屬せしめられるべき事務

第三章 市町村

一、市町村の性格と地位

二、市町村に屬せしめらるべき事務

市町村の分類

三、大都市問題

- ① 府縣は事務の特質から府縣の當然屬せしめらるべき事務をもつ。
知事會議、議會議長會、大阪府、兵庫縣、京都府
- ② 府縣は市町村において處理しない事務のみを處理する（一應地方に屬せしめられた事務は市町村に屬すとなす）
五大市、大阪府
- ③ 府縣は、町村と國との中間的な機關としての事務を處理する（同右）
市長會
- 市町村の優先性、基礎的團體としての取扱をする。
全意見書
- ① 地方公共團體として本來その資格のあるのは市町村のみである。
五大市、市長會、大阪府
- ② 住民の日常生活に直接する事務を處理することをその本來の任務とするという意味で市町村の基礎的、優先性をみとめる。
知事會議、大阪府、兵庫縣、京都府
- ① 地方事務は一應すべて市町村に屬せしめるべきである。
五大市、市長會、大阪府
- ② 市町村と府縣とが同時にその分野において擔當すべき事務を持つ。
知事會議、議會議長會、大阪府、兵庫縣、京都府
- ① 市町村にその行財政力による差等を不問にし、市町村に屬せしむべき事務を一律に惣當てる。
知事會議、大阪府、兵庫縣、京都府
- ② 市町村の行財政力の相違に基いて、その間に段階に分ける。
議會議長會、五大市、大阪府、市長會
- ① 大都市、中都市、小都市、町村の四段階
五大市、大阪府、市長會
- ② 市、町村
知事會議、大阪府、京都府、兵庫縣
- ① 大都市は地方公共團體に屬せしめらるべき事務のすべてを處理しうる能力を持つから機能的に府縣から獨立すべきである。
知事會議、大阪府、京都府、兵庫縣
- ② 府縣と大都市とは、それぞれ分野を持つていたのであつて、たとい大都市の行財政力の大なるを認めるも、府縣の一體性を破るが如き特別市制には反對である。

昭和二十六年一月二十日發行
北海道議會時報 第三卷 第一號
 編集 北海道議會事務局調査課
 發行 北海道議會事務局
 電話 一、八二〇番